

定期積金

商 品 名	・定期積金
販 売 対 象	・法人および個人の方
期 間	・6ヶ月以上5年以内
預 入	・固定金利
①預入方法	・定期または数回にわたり掛金の払込ができます。
②預入金額	・1,000円以上
③預入単位	・1,000円単位
払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払戻します。
利 息	・固定金利
①適用金利	・契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します。
②利払方法	・給付補填金は、満期日以後に一括して支払います。
③計算方法	・付利単位を100円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金	・給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （なお、マル優は利用できません。） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ※法人は、平成28年1月1日から、法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税5%）が廃止されます。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・普通預金からの自動振替による受入れができます。 ・個人の場合は、「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに0.75%上乗せした利率）
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は払込日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務推進部（9時～17時、電話：0120-842880）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、岡山弁護士会（電話：086-223-4401）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務推進部、または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会（東京三弁護士会および岡山弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な香川県の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②岡山県の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
そ の 他 参 考 事 項	・払い込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間の相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。
預金保険について	・預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）